論説

暴力団関係受刑者の実態と暴力団に関する国民の意識

渡　辺　昭　一

Ⅰ　暴力団関係受刑者の実態
Ⅱ　暴力団排除条例制定後の事業者の意識
Ⅲ　暴力団に関する市民の意識

日本の暴力団は，世界的にみても人員・組織数とも最大級の犯罪組織である。日本の警察当局は，これまで，ヒト・モノ・カネの三つの側面から厳しい取締りを継続してきた。その結果，暴力団構成員および準構成員の数は，最盛期である 1963 年の約 18 万人から 2012 年末現在の約 6 万 3,000 人へと減少した(1)。

しかしながら，近年の暴力団情勢は，暴力団人員の過半数が正規の組織加入者ではない準構成員や暴力団と共生する者であるなど，組織の不透明化が進んでいる。これは，暴力団による企業活動を仮装・悪用した資金獲得活動が活発化しているためである。違法薬物の売買，恐喝や賭博といった裏社会に特有の資金獲得活動にとどまらず，建設業，不動産業，金融業，産業廃棄物処理業や証券取引といった，表の経済にその活動が拡大している。また，近年，暴力団は社会経済情勢に応じて資金獲得の方法を多様化させており，安定して資金を獲得するため，外国人犯罪組織と連携して各種の違法活動を行っている。

本稿では，暴力団の実態，暴力団に対する事業者と市民の意識を明らかにするために，財団法人社会安全研究財団（現：公益財団法人日工組社会安全

財団）によって，2010 年に行われた「暴力団受刑者に関する調査」および 2012 年に行われた「暴力団排除に関する国民の意識調査」の結果をもとに，その概要を報告する。なお，両調査の報告書は『日中組織犯罪共同研究日本側報告書Ⅰ 暴力団受刑者に関する調査報告書』(財団法人社会安全研究財団，2011 年）および『暴力団排除に関する国民の意識調査』（公益財団法人日工組社会安全財団，2013 年）として web 上に公開されている（https://www.syaanken.or.jp/）。

Ⅰ 暴力団関係受刑者の実態

１ 調査研究の目的と実施機関

日本の治安悪化の大きな要因の一つに，暴力団による犯罪，組織的な違法薬物・偽造品等の密輸入・密売，来日外国人犯罪組織による犯罪等，組織を背景とする犯罪「組織犯罪」がある。組織犯罪対策は，現代の治安対策の中でも疑いなく大きなウエイトを占めている。組織犯罪では，違法なモノやサービスが取引され，被害者となるのは一般市民である。

この調査は，暴力団員の属性と生活，所属団体との関係と暴力団員の意識，暴力団員の犯罪および中国人犯罪組織との関係について調査し，暴力団員による犯罪の基本的な状況を把握し，組織犯罪を予防・抑止するための基礎資料とすることを目的として実施した。

なお，本調査研究は社会安全研究財団内に設置された「受刑者調査研究会」（代表，石川正興・早稲田大学法学学術院教授）が調査の企画，立案，調査結果の分析，報告書の作成を行ったが，本稿の文責は筆者にある。

２ 調査の方法

（１）調査対象者　　刑の確定後に，処遇施設に移送された男子の暴力団関係受刑者を調査対象とした。なお，現に暴力団に加入している者に限らず，加入歴のある者，準構成員および周辺者を含む，暴力団への関係が認められる者についても，調査対象者に含めた。

（2）調査時期　　2009 年 12 月 14 日から 2010 年３月 31 日までの間に，全国の処遇施設に移送された調査対象者について，処遇施設における刑の執行開始時の調査の後に，質問紙調査を実施した。

（3）調査実施施設　　調査は，刑務所 35 庁，少年刑務所４庁，拘置（支）所 11 庁で実施した。

（4）調査方法　　調査は，処遇施設による刑執行開始時の調査終了後に，施設の職員が個別に本調査に協力する意思があるか否かを確認し，協力の意思を示した者について実施した。なお，その際に，記載内容によって不利益な取り扱いがなされることはないことを説明した。

調査票は，受刑者記載用と職員記載用の２種類を用意した。受刑者記載用調査票への記入は，調査票と封筒を対象者の居室に配布し，居室内において記載するよう依頼した。記入済みの調査票は封筒に入れて封をした上で，翌朝職員が回収した。回収した封筒は開封することなく調査実施者に送付し，施設において内容確認は行わないこと，受刑者が記載した回答内容について個別に施設に情報提供等がなされることはないこととした。

職員記載用調査票は，刑執行開始時の調査の結果を参照し，施設職員が記載した。

（5）回収標本数　　回収した標本数は，受刑者記載用も職員記載用も共に 521 標本，調査期間中に処遇施設に移送された調査対象者は 916 人で，回答率は 56.9%である。

３　調査の結果

１．暴力団関係受刑者の属性と生活

（1）暴力団関係受刑者の属性　　暴力団関係受刑者の年齢構成は，20 代 18.7%，30 代 31.5%，40 代 31.2%，50 代以上 18.7%となっている。過去の調査と比較して，若年世代の割合が減少しており，暴力団関係者らの高齢化がうかがわれた(2)。また，年齢と地位との分析からは，暴力団組織内では，年功序列が維持されていることが示唆され，高い地位にある者は年長者かつ加入期間が長い者であった。

暴力団加入者の特徴の一つに，以前は「学校への不適応」が指摘されてい

た。約 45 年前に科学警察研究所が行った調査では，暴力団員の最終学歴は義務教育卒業あるいは未修了が 64.7%，高校・旧制中学中退が 14.5%となっており，学校不適応の過程を経て暴力団に加入することが示されていた(3)。本調査対象者の最終学歴は，中学卒業と未修了 47.4%，高校卒業と中退 48.4%，大学・短大・専門学校等卒業と中退 3.7%，その他 0.6%となっている。過去の調査と比較して，高校に進学した者の割合が高くなっており，若い世代ほど高校へ進んだ者の割合が高くなっていることから，社会における高校進学率の上昇を反映している。しかし，義務教育のみの教育歴の者が多いこと，全教育段階を通じて中退者・未修了者の割合が約 40%に達していることなどから，学校教育への不適応が，現在でもなお暴力団加入の一要因となっているとみられる。

（2）暴力団員の生活　　受刑直前の職業は，有職者 35%，無職者 65%となっており，有職者の大部分は工員・職人・単純労働者で，サービス業・販売業従業員がこれに次いでいる。年齢別，加入期間別，地位別によって有職者，無職者の割合に違いはみられない。したがって，首領・上級幹部などへ地位が上昇するにつれて合法的な職業をもつようになったり，合法的職業に生計を頼る必要がなくなったりする，という傾向はみられない。

暴力団の類型別にみると，「非指定暴力団」関係者は有職者の割合がやや高い傾向にあり，これらの団体の成員は非合法活動のみによって生計を立てることが困難であることがうかがえる。なお，暴力団の類型は指定暴力団を「山口組・稲川会・住吉会」の３団体と「その他の指定暴力団」に分類し，指定暴力団以外を「非指定暴力団」とした。

刑務所収容前の月収は 30 万円未満が 37.7%，30 万円以上が 62.1%である。全調査対象者の 40%ほどは，50 万円以上の月収を得ている。収入を得る手段は，「自分で働く（非合法活動を含む）」という者が大部分で，配偶者の収入に頼っている者は少ない。

収入は有職，無職の別にかかわらず，地位が上位の者，加入期間の長い者で多い。加入期間の長さと地位の高さとは比例しているので，収入はおおよそ暴力団内の地位によって決定されるとみられる。

配偶者をもつ暴力団関係受刑者は，44.9%である。配偶者がいる者は，20

代では 38.5%であるが，30 代，40 代，50 代以上のいずれの年齢層でも半数に満たない。また，持家のある者は全体の 18.1%にとどまり，多くは借家，賃貸マンションやアパート，友人・知人宅などで生活している。暴力団員の日常生活が極めて不安定であることが，配偶者をもたず，住居を安定させずにいる現象をひきおこしているとみられる。

２．所属団体との関係と暴力団関係者の意識

（１）所属団体との関わり　　暴力団組織への加入期間の平均値は 9.7 年で，中央値は７年であった。また，半数以上（58.6%）の暴力団関係受刑者は，組織への加入期間が 10 年未満であった。

加入動機については，自分の意思で組織に加入した者が最も多く，40.9%を占めていた。また，組織の者に誘われたり（35.7%），面倒を見てもらったりした（16.9%）ことがきっかけとなっている者も相当数いた。一方で，貧困や職業などの経済的理由が主たる加入動機となっていた者は，合わせて 2.6%と少数であった。

組織への所属理由については，加入動機と同様に，経済的な理由を挙げている者は少なく，人間関係が組織との関わりに影響を与えていることが分かる。所属理由として最も多かったのは，組織に対する義理で，半数近くが該当していた（46.1%）。一方で，金がもうかる（10.3%）や仲間に顔がきく（4.4%），かっこいい（6.7%）といった理由を挙げた者は相対的に少なかった。加入動機や所属理由についての結果から，安定的な経済基盤を求めて組織に所属している者は少ないといえる。

（２）組織の統制　　組織内の統制の厳しさについては，図１に示すように，６割以上の暴力団関係者が，組織内の統制が厳しいと捉えていた（「やや厳しい」と「非常に厳しい」の合計で 67.1%）。

統制の厳しさについて，暴力団の類型別にみると，「山口組，稲川会，住吉会」の３団体と「その他の指定暴力団」の方が，「非指定暴力団」よりも，統制が厳しい傾向がみられる。また，暴力団員の地位別に統制の厳しさの主観的認知についてみると，地位が高い者ほど統制が厳しいと捉える傾向がみられた。

図１　主観的統制の厳しさの構成比（n＝413）

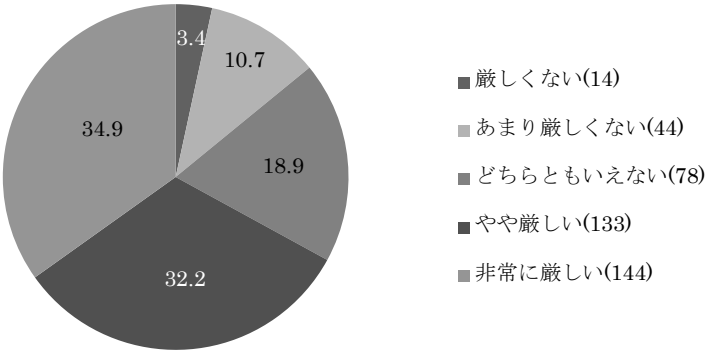

注１　（　）内の数値は実人員である。
注２　無回答を除く。

組織への加入期間と統制の厳しさについては，加入期間を 10 年未満とそれ以上に分けて分析したところ，加入期間が短い者ほど，組織内の統制は厳しくないと思う傾向にある。また，年齢と統制の厳しさとの間には，非線形的な関係がみられた。つまり，20 代や 50 代以上の暴力団関係者は，組織内の統制が厳しくないと捉える傾向があるのに対して，30 代と 40 代の者は，統制が厳しいと捉えていた。

組織内の統制について，より具体的に検討するために，首領からの命令に対する態度や，命令に違反した際の制裁の種類について調べた。

首領から金銭を奪う目的で殺人を命じられたと仮定した場合の本人の対応についてたずねたところ，図２に示すように，多くの暴力団関係者は命令に従わないと答えていた。一方で，無条件で従う者や条件次第で従うと答えた者も約 13%いた。強盗殺人という非常に凶悪な犯罪であっても，組織の命令に従うという者が相当数いるという結果である。

首領からの命令を断った場合の制裁については，意外なことに，最も多かった回答は，制裁を受けないというものであった（37.8%）。次いで多かった順に，破門・絶縁・追放などの処分を受ける（35.6%），暴力的制裁（指つめを含む）を受ける（24.3%），金銭的な制裁を受ける（8.8%）となって

いる（重複選択による）。

図２　殺人の命令に対する態度の構成比（ｎ＝431）

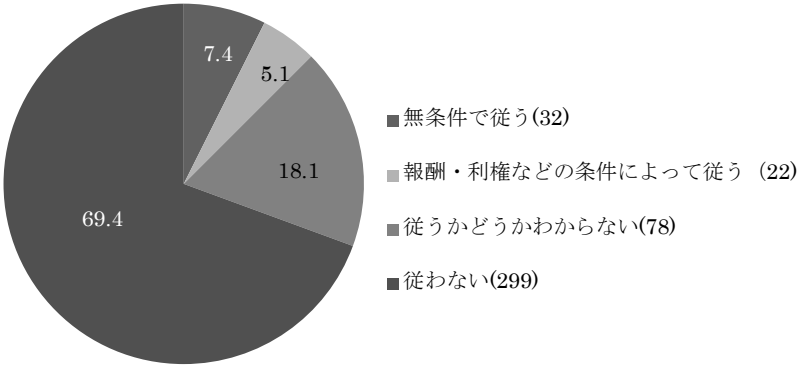

注１　（　）内の数値は実人員である。
注２　無回答を除く。

しかしながら，制裁の種類は地位によって異なり，特に非組員（準構成員や周辺者）に対して暴力的な制裁が加えられる場合が多かった。また命令違反に対して，何らかの制裁が加えられる団体に所属している者は，制裁がない団体と比較して，首領からの命令に従う傾向にあった。したがって，組織内の統制の強さが暴力団関係者らの忠誠心に影響を与えていることが明らかになった。

３．暴力団関係受刑者の犯罪

（１）服役の根拠となった犯罪　　暴力団関係者の犯罪内容を，刑法犯包括罪種別および特別法犯についてみたのが，図３である。なお，複数の罪名で入所した者については，それぞれの罪名に計上した。

刑法犯で最も多いのは粗暴犯で，次いで窃盗犯，知能犯，凶悪犯の順となっている。粗暴犯では，傷害と恐喝が最も多く，両者を合わせると全刑法犯中の 17.1%を占め，知能犯では詐欺が 9.4%を占めている。特別法犯では，薬物事犯が最も多く，なかでも覚せい剤取締法違反がそのほとんどを占めており（43.8%），伝統的な資金獲得犯罪が依然として暴力団の有力な資金源

となっている状況がうかがえる。

図３　暴力団関係受刑者の罪名別構成比（ｎ＝521）

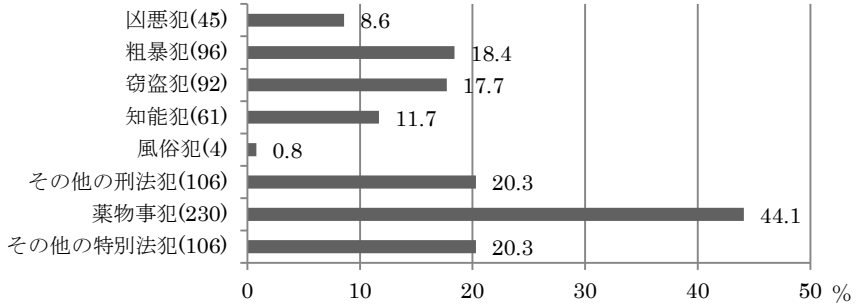

注　（　）内の数値は実人員である。

（2）犯行の動機　　図４は，犯行の動機について，重複選択で回答を求めた結果を示したものである。「生活のため」「遊ぶため」といった動機が多く，全体的にみると，生活費や遊興費を得るための個人的動機による犯行が大半を占めている。

このことは,彼らの多くは,組織の利益のために働こうというのではなく，主に自分自身のために金を稼ぐことを考えていることを示すものであり，彼らが暴力団組織から十分な経済的基盤が得られていないことを意味しているものと思われる。使用者責任の問題もあり，調査対象者が組織の指令による犯行とは回答しない恐れがあるとも考えられるが，組織の指示に従って，あるいは安定した資金源に頼るルーティンな非合法活動をしていれば，十分な収入が得られるというシステムはできあがっていないとみられる。そのため，あらゆる機会を捉えて，個人的に収入を得ようとする必要性にせまられていると考えられる。

（3）犯罪歴　　今回の刑事施設への入所が初回の者が 30.0%，２回 22.5%，３回 13.4%，４回 9.3%，５回 7.4%であり，６回から 10 回は 15.0%，11 回以上は 2.6%であった。入所度数が２回以上の者は 70.0%であり，2009 年の入所受刑者全体の 54.8%と比べて高い(4)。暴力団の類型，規模等に関わら

ず，組織内で上位にある者は入所度数が多い。これは暴力団員歴が長いためであり，また犯罪によって地位が上昇するためだともみられる。

（４）共犯者　　無回答を除く暴力団関係受刑者の共犯事件（２人組以上での犯行）の比率は 49.1%，単独事件は 50.9%であった。共犯事件の共犯者の人数は，共犯者１人（２人組）の犯行が 35.2%と最も多く，共犯者２人の犯行が 19.2%，共犯者３人が 17.4%，共犯者４人が 7.3%となっている。共犯者５人（６人組）以上の犯行が共犯事件の約２割を占めており，暴力団関係者による犯行は集団で組織的に行われる実態がうかがわれる。

図４　犯行の動機（ｎ＝426）

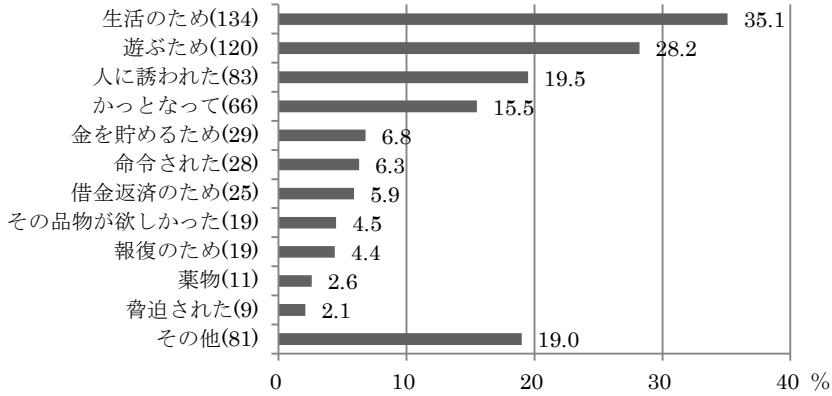

注１　（ ）内の数値は実人員である。
注２　「薬物」は，すべて覚せい剤等の自己使用である。
注３　無回答を除く。

４．組織からの離脱意思

組織からの離脱の意思については，図５に示すように，57.7%の者が離脱意思を示していた。多くの者が離脱意思を表明していた背景には，刑事施設における調査という社会的望ましさの問題がありうる。しかしながら，それにも拘らず，20.2%の受刑者がはっきりと離脱したくないと回答している。これらの受刑者は，処遇に困難を伴う可能性があり，また健全な社会復帰に

結びつきにくいであろう。

図５　組織からの離脱意志の構成比（ｎ＝397）

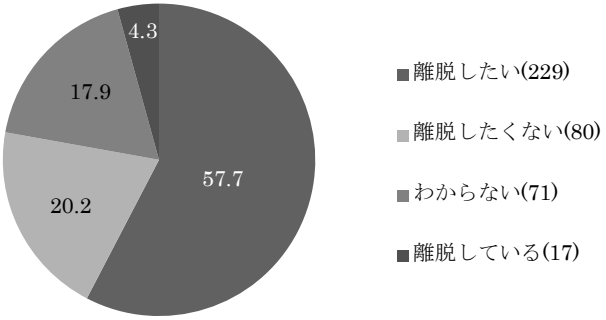

注１　（　）内の数値は実人員である。
注２　無回答を除く。

離脱意思に影響を与えている背景要因を多変量的な観点から分析したところ，暴力団の組織的な要因に加え，個人的な要因などが離脱意思に強い影響を与えていた。具体的には，暴力団の類型，加入期間，年齢，職の有無，月収などが暴力団関係受刑者の離脱意思形成に影響を与えていた。これらの要因についての主要な分析結果をまとめると，次のようになる。

（1）「山口組・稲川会・住吉会」の３団体に所属している者は，その他の団体に所属している者よりも離脱意思をより強く表明する傾向にある。また，組織との関わりが長い者ほど離脱意思を持たない傾向にある。この結果は年齢の影響を考慮しても有意であり，長く組織に関わっている者ほど組織に依存するという生活様式が硬く形成されていた。

（2）個人的な属性については，若年世代では加齢とともに離脱意思が弱まる傾向にあるのに対して，中高年世代では加齢とともに離脱意思が強まる傾向にあった。

（3）社会経済的環境に焦点を当てると，職と配偶者の有無，月収が離脱意思の形成に強い影響を与えていた。たとえば，無職の者よりも有職者の方が離脱したいと考える傾向にある。さらに，配偶者のいる者も離脱意思が強い

傾向にある。職や配偶者といった，非合法活動に関わることにより失いうるものの存在が，犯罪組織との関わりを絶ちたいという意思に影響を与えていると思われる。一方で，月収が多い者の方が，継続して組織と関わりたいと思う傾向にあることには，注意が必要である。非合法活動からの収益により生計が成り立っている者たちが，組織に依存して生活しているということであろう。この結果は，犯罪からの収益を規制する手段を，社会的により強めていくことの必要性を示唆している。

（4）罪種との関わりについては，罪種ごとに離脱意思の傾向が異なっていた。具体的には，粗暴犯罪を行っていた者たちは組織から離脱したいと思わない傾向にある一方で，凶悪犯や薬物犯罪に関わっていた者たちは離脱意思が強い。これらの罪種間の傾向の違いは，凶悪犯，粗暴犯は暴力団に伝統的な犯罪であり，これらの犯罪への関与は暴力団副次文化への同調を表すとみられるが，凶悪犯は一般に長い刑期を招くので，このことが離脱を志向させると解釈できる。

５．中国人犯罪組織との関係

暴力団関係受刑者のうち，中国人犯罪組織に知り合いがいる者は比較的少なかった。個人的に知り合いがいる者は 17.9%いたものの，自己が所属する組織が組織レベルでつながりがあると回答した者は 11.3%にすぎなかった。

中国人犯罪組織に知り合いがいるかどうかは，暴力団の類型や組織内における地位，関わっていた犯罪の種類によって異なっていた。具体的には，「山口組，稲川会，住吉会」に属していて，中級幹部以上の地位にあり，薬物犯罪に関わっていた者は，中国人犯罪組織に知り合いがいる確率が最も高かった。

一方で，組織レベルにおいて，日中の犯罪組織間でつながりがあるかどうかについては，暴力団の類型や個人属性による差異はほとんどなかった。組織レベルでのつながりについては，調査対象者が知りえていることが少ないことがその理由の一つとして考えられる。

組織間につながりがある場合には，日本側に主導権があるという連携の仕組みが明らかになった。日本側が情報の提供や計画を行い，中国側が犯罪を実行するという構図である。そもそも関係が生まれたきっかけも，日本の暴

力団から積極的に呼びかけたという場合が多く，日本の暴力団が海外の組織との連携を模索している姿が明らかになった。

4　調査結果に基づく提言，対策

以上の調査結果に基づく提言，対策として次の点が挙げられる。

（1）暴力団関係受刑者の属性と生活に関する調査結果から，暴力団員は安定的な生活に結び付きにくいことが明らかになっている。また，組織からの指示に従わない場合に，準構成員や周辺者に対して暴力的・金銭的制裁が加えられることが多いことが明らかになっている。さらに，暴力団であることによる不利益には，自らの名義では預金口座を開けない，自らの名義では賃貸での居住（公営住宅，賃貸住宅）ができない，などがある。

したがって，これらの実態を広報のメッセージに具体的に含めることで，新規に加入する暴力団関係者を減らし，組織の弱体化を目指すことが対策として考えられる。

（2）2008 年に暴力団対策法の一部が改正され，暴力団組長の使用者責任を問えるようになっているが，これまでのところ，この法的責任の追及方法は，暴力団から資金を剥奪するのに有効に機能しているように思われる。

今後，暴力団の階梯的組織の各段階における指揮権に応じた使用者責任の対象者の拡大をはかる法的整備や，教唆犯としての追及をより容易にするような方法を構築していくことにより，さらに有効に機能することが期待される。

（3）暴力団からの離脱を志向させるためには，離脱意思を持つ者に対する就職支援や職業技術の習得支援および生活指導のさらなる充実が効果的であると考えられる。

調査結果は有職者，低月収者らの間で離脱意思が強い傾向にあり，20 歳代と 50 歳代以上の成員は，中年層よりも強い離脱意思を持つ傾向にあることを示している。就職支援や職業技術の習得支援は全般的に必要であるが，特に，年齢層を絞った支援は，暴力団からの離脱に効果的である可能性がある。

また，本調査の結果は，配偶者のある者に離脱意思を持つ者が多いことを示している。海外の縦断的調査研究においても，結合力の強い結婚や安定し

た雇用が遵法的生活を回復させることが明らかになっている(5)。したがって，就職支援とともに，一般の人との社会関係の保持や安定した生活様式の確立のための生活指導は，犯罪生活からの脱却に効果的であると考えられる。

（4）月収の多い暴力団関係者は，継続して組織と関わりたいと思う傾向にある。犯罪からの収益により生計が成り立っている者たちが，組織に依存して生活しているのである。犯罪からの収益を規制する手段を，社会的により強めていくことが必要であろう。

（5）暴力団と中国人犯罪組織との関係についての調査結果から，暴力団からの情報提供や計画のもとに，中国人組織が犯罪を実行するという構図が明らかになっている。したがって，中国人犯罪組織による hit and away を防ぐためにも，迅速な国外逃亡阻止対策をより強化することが必要であろう。

また，中国人犯罪組織とのネットワークは，暴力団組織の間で均一に広がっているわけではなく，三大指定暴力団の中堅幹部以上の，特に薬物犯罪に関わっていた者の間で，中国人犯罪組織とのつながりが広がっていることが調査結果から示された。したがって，これらの者に対するさらなる取締りの強化が，犯罪組織の国際ネットワークを阻むのに有効であると考えられる。

Ⅱ　暴力団排除条例制定後の事業者の意識

1　調査研究の目的と実施機関

暴力団を弱体化させ，壊滅するためには，警察による徹底的な取締りと同時に，社会全体で暴力団を孤立させ，追い詰めていくことが不可欠である。2010 年 4 月に，福岡県において，暴力団排除に関する県民や事業者の役割，暴力団排除の基本的施策，事業者による暴力団員等に対する利益供与の禁止を定めた「福岡県暴力団排除条例」が施行された。その後，暴力団の経済取引や事業活動からの排除を主たる目的とする暴力団排除条例の制定が全国的に進み，2011 年 10 月までに全都道府県で施行された。

暴力団排除条例は，事業者等が暴力団等へ利益を供与する行為を禁止し，違反者に対して勧告，公表等の行政措置で臨むこととしているが，条例の効

果は，必ずしも行政措置によってのみ生じるものではなく，条例の精神，趣旨等が周知徹底されることにより，事業者等が自主的に暴力団等との関係遮断，取引断絶等を進めることによって生まれる。

この調査は，全都道府県で暴力団排除条例が施行されてから１年が経過したのを機に，事業者等に対してアンケートを行い，条例の周知状況の検証と適切な運用等に関する基礎資料とすることを目的として実施した。

なお，本調査と次章の「暴力団に関する市民の意識」調査は，社会安全研究財団（現・日工組社会安全財団）内に設置された「暴力団排除に関する調査研究会」(代表, 星野周弘・元科学警察研究所防犯少年部長) が調査の企画，立案，調査結果の分析，報告書の作成を行ったが，本稿および次章の文責は筆者にある。

２　調査の方法

（１）調査対象事業者　　全国の上場企業および従業員 10 人以上の未上場企業，計 10,000 社を調査対象とした。対象事業者の抽出方法は以下のとおりである。

東京商工リサーチのデータベースを利用して，上場企業全社（3,546社）および従業員10人以上の非上場企業6,454社を選定した。非上場企業については，総務省統計局の「平成21年経済センサス－基礎調査」の従業員区分を使用し，「10～49人」「50～99人」「100～299人」「300～999人」「1,000人以上」の割合に沿って無作為抽出を行った(6)。地域や業種分類での事業所も結果としてほぼ母集団に準じて抽出されると想定される。

（２）調査時期　　2012年10月１日（月）から11月12日（月）までの間に行った。

（３）調査方法　　郵送法により実施した。2012年10月１日に対象事業所宛に調査票を発送した。その後10月９日に全事業所を対象に督促状（はがき）を発送し，さらに10月19日に未返送の事業所宛てに２度目の督促状（はがき）を発送した。10月末日を返送締め切りとし，さらに11月上旬まで返送待機期間とした。

（４）回収標本数および回収率　　回収した標本数は3,842票で，回収率は

38.4%である。

（5）調査実施機関　　社団法人　新情報センター

3　調査の結果

1．暴力団排除条例についての知識

事業者の暴力団排除条例の名称についての認識をみると，有効回答企業3,842社のうち，「知っている」と回答した企業が3,566社（92.8%），「知らない」と回答した企業が189社（4.9%）であった。ところが，暴力団排除条例の内容について，どの程度知っているかをたずねたところ，条例の内容を「知っている」（「詳細まで知っている」と「内容をある程度知っている」の合計）と回答したのは1,960社（51.0%），「知らない」（「内容は知らないが条例は知っている」と「条例も内容も知らない」の合計）と回答したのは1,795社（46.7%）であった。

暴力団排除条例の名称を知っていても，その内容を多少とも知っている事業者は約半数に過ぎない。

暴力団排除条例の内容を「詳細まで知っている」と「内容をある程度知っている」と回答した1,960の事業者に，条例の内容として知っている条項を重複選択でたずねた。条例の内容を知っていると回答したほとんどの事業者が，「暴力団員に対して利益供与してはならないこと」（98.3%）および「暴力団排除施策に協力するよう努めること」（87.9%）といった規定を知っていた。しかし，「暴力団員に対して利益供与した場合には，都道府県公安委員会から勧告を受ける」という規定を知っていたのは，65.4%にすぎない。

暴力団排除条例の内容についての認識を地方（警察管区）別にみると，内容について「知っている」の回答率が最も高いのは警視庁（70.1%）で，次いで近畿管区（51.7%）であった。この他の管区の「知っている」の回答率は，いずれも50%以下で，なかでも東北管区と北海道は40%以下であった。業種別にみると，「知っている」の回答率が最も高いのは金融・保険業で，次いで不動産・物品賃貸業であった。金融業や不動産業は，業界団体からの指導等もあり，暴力団排除条例に対する認識度が高かったものと思われる。また，企業規模が大きいほど暴力団排除条例の内容に関する認識度が高かった。

２．暴力団等との取引

過去に暴力団等と取引があったどうかをたずねたところ，3,842 社中「あった」と回答した企業は 149 社（3.9%），「なかった」と回答した企業は 3,665 社（95.4%），無回答が 28 社（0.7%）であった。

取引が「あった」と回答した業種は，金融・保険業が最も多く 30.2%（86 社中 26 社）を占め，次いで多いのが，宿泊・飲食サービス業で 7.5%（107 社中 8 社），建設業が 5.2%（620 社中 32 社），卸売・小売業が 4.9%（697 社中 34 社）の順となっている。χ^2検定の結果，過去における暴力団等との取引の有無と業種との間には有意な差がみられた。

図６　暴力団等との取引の内容（ｎ＝156）

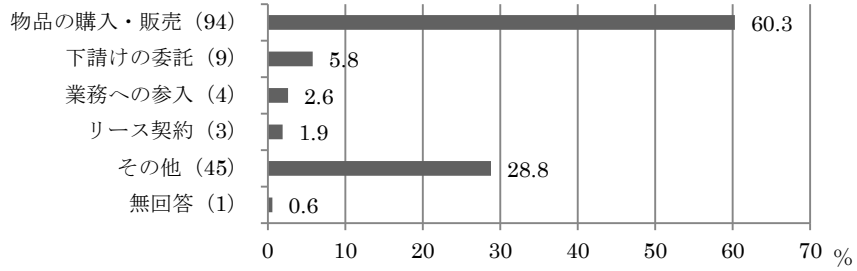

注　（ ）内の数値は回答企業数である。

暴力団等と取引が「あった」と回答した企業に，取引の内容を重複選択でたずねた。得られた回答数は 156 で，回答比率は図６に示すとおりである。取引の内容別にみると，「物品の購入・販売」が最も多く，次いで多いのが「その他」の取引であった。その他の内容としては，預金・融資取引が半数以上を占めているが，これは取引があったと回答した業種に金融・保険業が最も多く含まれるためであろう。

３．暴力団等からの働きかけを受けた経験とそれへの対応

これまでに暴力団等から何らかの働きかけを受けたことがあるかをたずねたところ，「ある」と回答した企業は 3,842 社のうち 376 社（9.8%）であった。約１割近い企業が，過去に暴力団等から何らかの働きかけを受けていた。

これは決して少ない数とはいえないであろう。

働きかけを受けたことがあると回答した割合が高い業種は，金融・保険業，宿泊・飲食サービス業，建設業であった。暴力団等からの働きかけは企業の規模に関わらず認められるが，大企業の割合が最も高い。

暴力団等からの働きかけを受けた時期を，暴力団排除条例が全都道府県で施行された 2011 年 10 月前後を基準とすると，暴力団等からの働きかけを受けた企業は 10 月以降に減少している。このことは，暴力団排除条例の制定が暴力団等による企業への働きかけに対して一定の抑止効果があったとみることができよう。

暴力団等からの働きかけの内容で最も多いのは，「法的義務のない経済的利益の要求」で，全体の約３割を占める。働きかけの相手が暴力団と回答した企業が全体の４分の１を占めるが，政治活動標ぼうゴロと社会運動標ぼうゴロと回答した企業を合わせると全体の約３分の１を占める。相手が暴力団等と判断した理由は，行動・外観からが過半数を占め，相手が自ら暴力団等であることを示して働きかけてきたが３割を占める。働きかけの多くは，暴力団等であることを隠すことなく，前面に押し出して接触していることがうかがえる。

暴力団等からの働きかけへの対処としては，外部の機関に相談したと回答した企業が多いが，社内で対処した企業も約３割ある。働きかけに対して，「断った」「何もしなかった」と回答した企業が全体の３分の２を占める。一方で，約１割の企業が「働きかけに応じた」と回答した。

４．暴力団等を排除するための対応

（１）暴力団排除条項の導入状況　　契約書等に「暴力団排除条項」を導入しているかどうかをたずねたところ，「導入していない」と回答した企業は 3,842 社のうち 2,459 社（64.0%）と，６割以上を占めていた。他方で，「導入している」と回答した企業は 1,142 社（29.7%）と約３割であり，業種によってはかなり導入が進んできているが，全体としてはまだ十分とはいえない状況である。

「暴力団排除条項」の導入が進んでいる企業を業種別にみると，導入状況と業種との間には関連がみられる。「導入している」と回答した業種は，「金

融・保険業」が最も多く，86 社中 69 社（80.2%）であった。次いで多かった業種は「不動産・物品賃貸業」で，100 社中 71 社（71.0%）であった。これら金融・保険業と不動産・物品賃貸業以外の他の業種では，「導入していない」の割合の方が高く，多くの業種ではまだ暴力団排除条項の導入が進んでいない状況である。企業の規模では，資本金が高く，従業員数や事業所数が多く，上場している企業ほど，契約書等に暴力団排除条項を「導入している」傾向がみられた。

（2）暴力団等を排除するための企業としての対応　　企業が暴力団等の排除のためにどのような対応をしているかを複数回答でたずねた。その結果，図 7 に示すように，「何もしていない」が 46.9%であり，半数近い企業が暴力団等排除のための対応策を備えていなかった。他方で，「対策マニュアルを作成している」と回答した企業は，調査対象全体の約 1 割であった。業種では，金融・保険業では対応策が講じられ，企業の規模が大きいほど，対応策は進んでいた。運輸・倉庫，建設といった業種の企業では，契約書等での暴力団排除条項の導入だけでなく，対策マニュアル作成への取り組みでも遅れている。特に，規模の小さな企業では何らかの暴力団等排除のための対応策に着手すべきであろう。

新規取引開始時に取引先の相手が暴力団等であるか，情報・データベースで確認しているかの問いで，「それだけが目的の確認はしていない」と回答した企業は 60.8%であった。そのうち，確認していない理由として，「確認する方法がわからない」という回答が 36.5%みられた。確認方法では，「インターネットからの情報」が 50.8%と最も高かったが，確実性や信用度が高いと思われる「暴力団追放運動推進センター等」への問合せは 28.1%であったことから，暴力団等排除のために，取引先の確認や方法がより多くの企業でしっかりとわかり，またできるよう今後の広報が望まれる。

暴力団等との関係を遮断するための企業の取組みでは，「特にない」が 37.1%と最も多い回答だった。現実の対応の取組みで多かった回答は，「警察当局との連携，情報収集」（28.8%），「地元企業や関連企業との情報交換」（27.9%）であった。暴力団等との関係を遮断するために，特に取組みを行っていない企業が相対的には多いが，警察当局との連携，企業同士での情報

交換といった手段で，暴力団等との関係を遮断するための取組みを行っている企業もみられた。業種別では，「警察当局との連携，情報収集」の取組みは，「金融・保険」（67.4.%）で多く，他方で，「建設」（19.4%）が最も少なかった。企業の規模別では，規模の大きい企業ほど，「警察当局との連携，情報収集」の取組みを行っていたが，上場企業に比べて，「未上場企業」では，暴力団等との関係を遮断するための対応の遅れが目立った。

図７　暴力団等を排除するための対応（ｎ＝3,842）

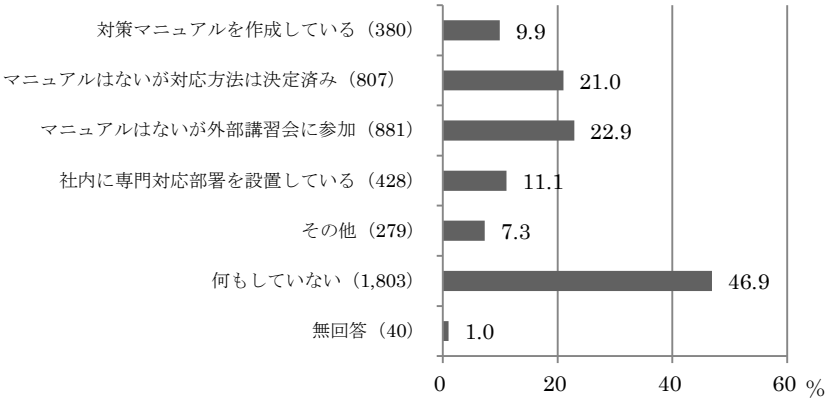

注　（　）内の数値は回答企業数である。

（３）暴力団排除条例の施行に際しての警察，行政への要望　　暴力団等との関係を遮断するために，企業が警察や行政に向けた要望は，「相談窓口の設置」（58.3%）が最も多く，「組織情報の提供」（49.4%），「警察の体制の強化」（49.3%）も要望として多い傾向にあった。企業は，組織情報の提供，警察の体制の強化を望むという点から，警察への要望が高く，また，「暴力団排除条例施行」に関連して，「相談窓口の設置」を行政や警察といった公的機関に望んでいるようである。

暴力団等を排除するため，企業が望む方策は，「法改正による暴力団等への重罰化」が 73.8%と７割以上を占めた。「暴力団等の存在を非合法化する」

が 57.4%，「法改正による利用者への制裁の強化」が 32.2%であった。多くの企業は，暴力団等を排除するために，それらの存在の非合法化を望んではいるが，それよりも法改正による暴力団等への重罰化をより望んでいた。また，暴力団等の利用者への制裁も強化すべきという要望もあるが，暴力団等の重罰化の方を望んでいる企業の方が多かった。本調査結果を踏まえ，警察や法制定に関連する機関は，暴力団等の実態や被害状況を再度，精査した上で，法改正による重罰化を検討する余地もあるのではないだろうか。

５．暴力団排除条例の効果についての評価

暴力団排除条例が，事業者にとって，暴力団等の不当要求などを抑制するために効果的かどうか，また，暴力団等との取引を断つために役立ったかどうかの評価を行った。全国で暴力団排除条例が施行されたのは 2011 年 10 月 1 日であるが，この調査は，2012 年 10 月の実施であり，暴力団排除条例の施行からほぼ 1 年が経過した時点での効果を測ったことになる。

暴力団等の不当要求の抑制に対する効果については，「効果的である」（「効果的」＋「ある程度効果的」）という回答は８割以上であった。調査対象となった企業 3,842 社のうち 3,215 社（83.7%）が効果的であると回答していた。他方で，「効果的ではない」（「あまり効果的ではない」＋「効果的ではない」）は 107 社（2.8%）で，１割にも満たない。

このことから，調査対象全体としては，多くの企業が「暴力団排除条例」が暴力団の不当要求などを抑制するために「効果的である」ととらえていた。

暴力団等との取引の遮断に対する効果については，「役立つ」（「役立つ」＋「ある程度役立つ」）という回答が８割以上を占めた。調査対象となった企業 3,842 社のうち 3,117 社（81.1%）が役立つと回答した。他方で，「役立たない」（「あまり役立たない」＋「役立たない」）は，118 社（3.1%）であった。これらの結果から，調査対象全体としては多くの企業が「暴力団排除条例」は役立つと思っているようである。

条例が施行されたことにより，企業による暴力団員等へのイメージや暴力団等からの要求に対する変化や効果をたずねたところ，暴力団員等の「イメージ（身なりや言葉）」には，それほど大きな変化がみられなかったが，暴力団等からの働きかけを企業が「断りやすくなった」という点では一定の効果

がみられた。しかしながら，「九州管区」といった一部の地域では，「暴力団等からの働きかけ」が少なくなるといった変化を実感していない傾向もみられた。今後は，暴力団等からの働きかけが少なくないと企業が感じている地域での警察の活動と企業自身の取組みが期待される。

4　調査結果に基づく提言，対策

（1）金融・保険業では，暴力団等を排除するための対応策が講じられ，企業の規模が大きいほど対応策は進んでいた。運輸・倉庫，建設といった業種の企業では，契約書等での暴力団排除条項の導入だけでなく，対策マニュアル作成への取り組みでも遅れている。特に，規模の小さな企業では何らかの暴力団等排除のための対応策に着手すべきであろう。

（2）新規の取引開始時に取引先の相手が暴力団等であるか，情報・データベースで確認していないと回答した企業は約6割であった。そのうち，確認していない理由として，「確認する方法がわからない」という回答が 36.5%みられた。暴力団等排除のために，取引先の確認や方法がより多くの企業でしっかりとわかり，またできるような効果的な広報活動が望まれる。

（3）事業者が暴力団との取引を断ち切るためには，取引をする前に拒むことができるようにすることが必要であろう。そのためには警察との連携，警察データを活用していくとともに業界全体で暴力団情報を共有化して，契約段階で排除できる体制を構築していくことが必要であろう。

警察からの暴力団情報の提供については，2011 年 12 月に警察庁組織犯罪対策部長名で,「暴力団排除のための部外への情報提供について」が発出され，同通達では暴力団排除条例上の義務履行の支援の視点から，可能な範囲で積極的かつ適切な情報提供を行う，とされている(7)。確実性や信用度が高い警察データの利用については, 例えば, 証券取引については 2012 年 1 月から，暴力団構成員等のデータベースを蓄積した警察庁のサーバと日本証券業協会のサーバを接続し，日本証券業協会員証券会社の顧客の暴力団員等の該当性について，各社からの照会に応じるシステムが運用されている(1)。利用できるものは積極的に利用すべきであろう。

（4）暴力団等を排除するための方策として，半数以上の企業が「法改正に

よる暴力団等への重罰化」と「暴力団等の存在の非合法化」を挙げている。暴力団対策として最も効果のある手段の一つは，刑事立件にある。2012 年８月に暴力団対策法が改正され，特に凶悪な暴力団に対する規制が強化された。今後は，改正法による新たな規制を効果的に活用して，暴力団の危険な活動の抑止を図っていくことが望まれる。

犯罪対策閣僚会議の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」では，「反社会勢力の中心である暴力団は，その存在自体が許容できない組織である…」と，国自らが暴力団について，その存在を否定している(8)。諸外国では，マフィア等の存在自体が法律上否定されている。暴力団の組織そのものを規制する立法も今後の検討課題となろう。

Ⅲ　暴力団に関する市民の意識

１　調査研究の目的と実施機関

暴力団対策は警察だけの課題ではなく，社会全体の課題であり，社会全体で暴力団の影響力を排除していくことが非常に重要である。地域社会から暴力団を排除するためには，社会で許してはいけない人たちを許さぬという，市民一人ひとりの暴力団に対する意識が同じ方向を向いていることが必要である。一般市民の暴力団等に対する許容度が高ければ，いかなる制度も実効性がないであろう。

この調査は，暴力団についてのイメージ，暴力団から受けた不当な要求や要求に対する対応等を調査し，市民の暴力団に対する意識を知る基礎資料とすることを目的としている。市民を対象とした暴力団に対する意識についての全国調査は，1993年の内閣府による「暴力団に関する世論調査」以来，行われていない(9)。この間の暴力団に対する市民の意識の変化を探ることも，本調査の目的のひとつとした。

２　調査の方法

（１）調査対象者　　2012年10月１日現在，全国の市町村に居住する15歳以

上の男女。

（2）調査時期　2012年10月11日（木）から10月21 日（日）までの間。

（3）調査方法　以下の抽出方法で調査対象者の選定を行ない，訪問留置，訪問回収法により調査を実施した。

1）調査地点の選定　全国を地域と都市規模で層化し，150地点の町丁目を無作為抽出した。

2）対象者世帯の抽出　調査地点での３軒置き世帯訪問による抽出を行い，調査対象者の抽出は，各地点での回収属性の偏りを少なくするため，性・年代を割当てた指定表に従って完了するように実施した。具体的には以下のとおりである。

①各地点では，調査員にスタート地点から道に沿って３軒置きに世帯を訪問させた。集合住宅も同様に現地で３軒置きに抽出させたが，空き家や商店などで明らかに居住者がいない場合は非該当として３軒置きのカウントから除いた。

②訪問した世帯で，性・年代割当に指定された性・年齢別の対象者が居住していれば，調査を依頼し，指定数を完了させた。１世帯に複数の対象者がいた場合，１世帯１名とし，また，18歳未満の対象者については，同居の保護者の同意を得てから調査を依頼した。

③対象者の職業が偏らないように，調査は，土曜日・日曜日・祭日を中心に実施した。

（4）回収標本数　アタック数10,206件，回収した標本数は2,012票で，回答率は19.7％である。回答が得られた2,012人の男女別の内訳は，男性975人（48.5％），女性1,037人（51.5％）であった。

（5）調査実施機関　社団法人　新情報センター

3　調査の結果

1．暴力団の存在に関する捉え方

暴力団に対する否定／許容という態度を，「あなたは，暴力団はどのような存在だと思いますか」という設問でたずねた。「決して許されない存在である」

65.9%，「許されない存在とも言い切れない」26.5%，「存在そのものは悪くない」5.8%，無回答 1.8%であった。

「許されない存在とも言い切れない」という回答と「存在そのものは悪くない」という回答が合わせて３割強あり，これらは一定程度，暴力団を許容する態度と位置づけられる。そこでこれら２者を「暴力団許容群」とし，「決して許されない存在である」とした回答を「暴力団否定群」として，無回答を除外してみていく。

（1）基本属性による暴力団の存在に対する捉え方　　暴力団否定群の性別による構成比は，男性 64.7%，女性 69.4%と，女性の方が否定的な態度である。年代別に暴力団否定群の構成比をみると，図８に示すように，20 代以下の若年層において許容的な回答が多く，年代が上がるに従って否定的な態度が増えていくことがわかる。都市規模別では，有意な差はみられなかった。

（2）暴力団が存在し続ける理由　　暴力団が存在し続ける理由について重複選択でたずねた結果，図９に示すように「暴力団にお金を出す会社などがある」が６割弱で最も多く，次いで「利用した方が好都合と考える人がいる」が５割半ばであった。これに，「取り締まる法律が整備されていない」が４割強で続いていた。資金を提供する会社があったり，利用する方が好都合であるから暴力団は存続する，といった回答が多かった。

また，性別に暴力団が存在し続ける理由の回答比率を検討したところ，男性のほうが女性よりも，「利用した方が好都合と考える人がいる」や「暴力団の犯罪に対する刑が軽い」「暴力団を利用する人への罰が軽い」などの，暴力団利用とその刑罰の問題点を指摘していた。他方，女性は男性よりも仕返しの怖さや暴力団を肯定するメディアからの影響に関する理由を挙げる者が多かった。

（3）暴力団の存在に対する捉え方と暴力団の存続理由との関係　　暴力団の存在についての捉え方と存続理由とのクロス集計を行ったところ，「その他」を除いたすべての選択肢で，χ^2 統計量は有意水準５%基準で有意な値を示した。残差分析の結果，暴力団否定群では，χ^2 統計量が有意であった項目のうち「わからない」を除くすべての存続理由に関する項目に高い肯定率を示し，「わからない」という選択肢への肯定率は少なかった。

図８　年代別にみた暴力団の存在に対する捉え方（n＝2,012）

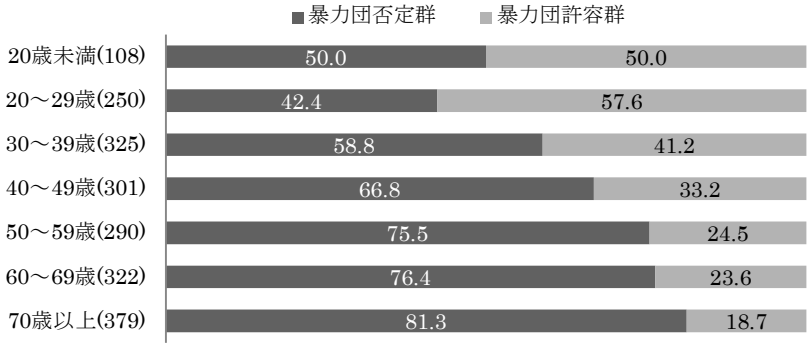

注　（　）内の数値は実人員である。

図９　暴力団が存在し続ける理由（ｎ＝2,012）

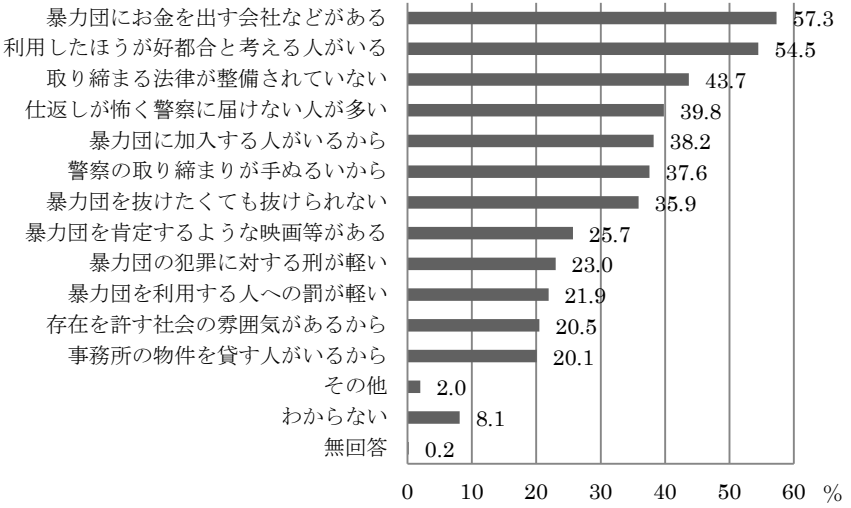

また，暴力団許容群では，「暴力団にお金を出す会社などがあるから」「仕返しが怖いために警察に届けない人が多い」「暴力団事務所の物件を貸す人が

いるから」「暴力団を肯定するような映画・小説・漫画などがあるから」「暴力団を取り締まるための法律が十分に整備されていないから」「暴力団に対する警察の取り締まりが手ぬるいから」「暴力団員の犯罪に対する刑が軽いから」「暴力団を抜けたくても，抜けられないから」という存続理由を肯定する割合が少なく，「わからない」と回答した割合が高かった。

この他に，暴力団否定群では，「暴力団に加入する人がいるから」と回答した割合が低く，「存在そのものは悪くない」と回答した者では，「暴力団を利用した方が好都合と考える人がいるから」や「暴力団にあこがれたり，存在を許す社会の雰囲気があるから」と回答する割合が低かった。

（4）暴力団に対する不安とその理由　　暴力団に対する不安をたずねた結果，「感じる」と「少し感じる」と回答した者を合わせた割合は 65.4%であり，全体的に暴力団に対する不安をやや感じていることがわかった。

回答者の性別に暴力団に対する不安意識の回答比率を比較したところ，有意な差はみられなかった（$\chi^2(3)=1.30, p>.05$）。

年代別に暴力団に対する不安意識の回答比率を比較したところ，有意水準１%で有意な差がみられた（$\chi^2(9)=39.57, p<.01$）。残差分析の結果，40 歳未満では不安を「感じる」と回答した者が少なく，40 代・50 代では不安を「感じない」と回答した者が少なかった。60 歳以上では不安を「感じる」と回答した者が多く，「少し感じる」や「あまり感じない」と回答した者が少なかった。

暴力団に対して不安を「感じる」「少し感じる」と答えた者に対し，暴力団に対する不安を感じる理由をたずねたところ，「何となく不安である」が 57.0%，「銃などを使った犯罪があるから」が 56.6%で，これらに次いで，「警察が守ってくれるとは思えない」という不信感が 40.5%であった。また，「実際に暴力的犯罪等を経験したから」との不安理由は 1.9%であった。

性別に暴力団に不安を感じる理由に関する比率の差の検定を行ったところ，「何となく不安である」や「銃などを使った犯罪があるから」は，女性のほうが男性より高く，「怖そうな人の出入りがあるから」や「実際に暴力的犯罪等を経験したから」は男性の方が女性より高いことが示された。

年代別に不安を感じる理由に関する比率の差の検定を行ったところ，「何と

なく不安である」は 60 歳以上で高く，40 代で低かった。「銃などを使った犯罪があるから」は 50 代・60 歳以上で高く，40 代以下で低かった。「警察が守ってくれるとは思わない」は 50 代で高く，60 歳以上で低かった。

暴力団の存在に対する捉え方と暴力団に対する不安との関係をみると，暴力団に対して不安を感じている者は，暴力団を「決して許されない存在である」と捉えている者が多く，暴力団に対して不安を感じない者は，暴力団を「許されない存在とも言い切れない」あるいは「存在そのものは悪くない」と捉えている者に多い。

２．暴力団に対するイメージ

次に，暴力団イメージに関する本調査の結果と 1993 年に内閣府が実施した調査とのイメージの変化に関する調査結果を紹介する。暴力団に対するイメージについて，本調査において，内閣府が 1993 年に実施した「暴力団に関する世論調査」と同様の項目でたずねた暴力団に対するイメージ 17 項目の肯定率を，内閣府調査の肯定率と比較した結果が図 10 である。

まず，本調査の結果で，最も肯定率が高かった項目は，「暴力団の収入には，企業，団体からいろいろな名目で得たお金も相当ある」（62.9%）で，次いで，「幹部の命令には絶対服従を強制されるなど，厳しい規律がある」（60.7%）であった。これに，「暴力団の収入源で最も多いのは，覚せい剤やコカインなど薬物の密売である」「暴力団員は，指を詰めたり入れ墨をしている人が多い」「暴力団員は，高級外国車に乗ったり，高価な腕時計をするなど，生活が派手である」が５割弱の肯定率で続いていた。また，「暴力団に入ると，どんな非行少年でも面倒をみてもらえる」（7.4%）や「暴力団は，弱きを助け強きをくじく任侠団体である」（2.0%）は肯定率が１割以下であり，あまりイメージされていないことが明らかとなった。

1993 年の内閣府調査と比較すると，内閣府調査で最も肯定率の高かった「暴力団の収入源で最も多いのは，覚せい剤やコカインなど薬物の密売である」は，本調査においては肯定率が第３位に後退していた。両調査における肯定率の差を検定した結果（フィッシャーの直接確率計算），内閣府調査に比べ本調査において肯定率が有意確率５％水準で有意に上昇していた項目は，次の５項目であった。

図 10　暴力団イメージに関する本調査と 1993 年内閣府調査との肯定率比較

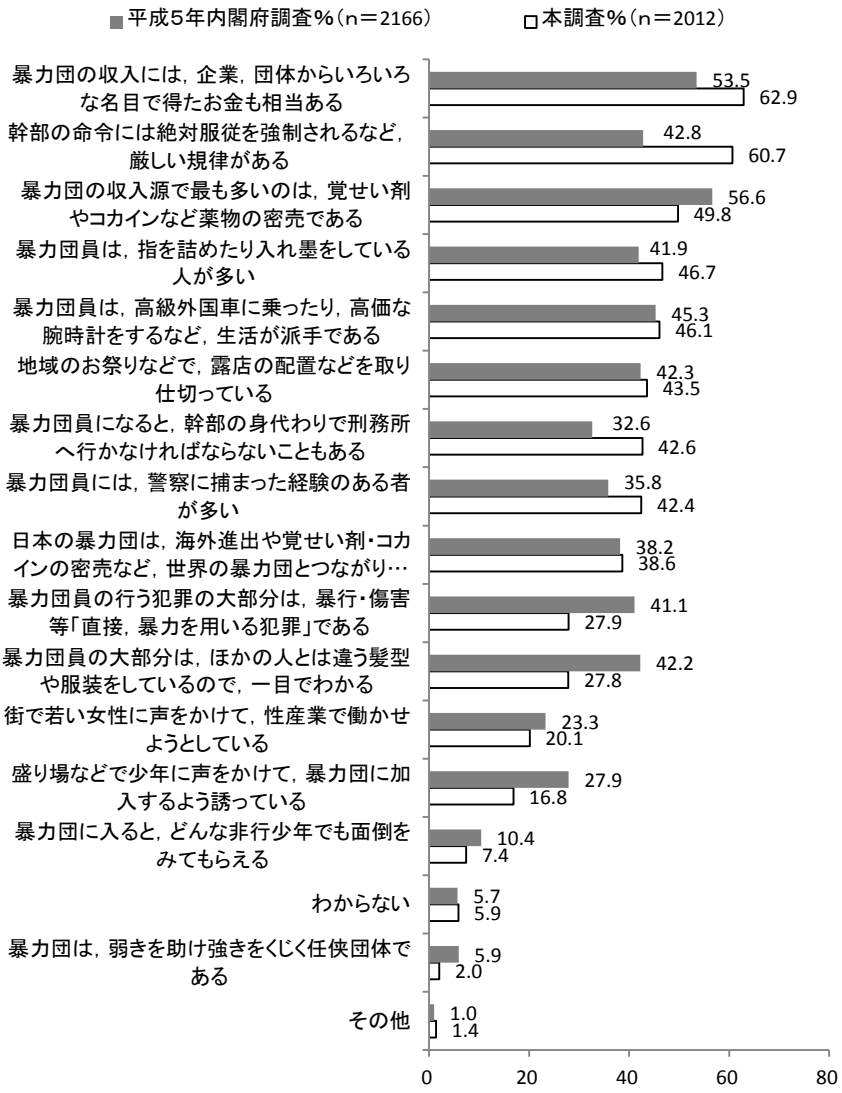

・暴力団の収入には，企業，団体からいろいろな名目で得たお金も相当ある
・幹部の命令には絶対服従を強制されるなど，厳しい規律がある
・暴力団員は，指を詰めたり入れ墨をしている人が多い
・暴力団員になると，幹部の身代わりで刑務所へ行かなければならないこともある
・暴力団員には，警察に捕まった経験のある者が多い

これに対し，内閣府調査に比べ本調査において肯定率が有意確率５％で有意に低下していた項目は次の７項目であった。

・暴力団の収入源で最も多いのは，覚せい剤やコカインなど薬物の密売である
・暴力団員の行う犯罪の大部分は，暴行・傷害等「直接，暴力を用いる犯罪」である
・暴力団員の大部分は，ほかの人とは違う髪型や服装をしているので，一目でわかる
・街で若い女性に声をかけて，性産業で働かせようとしている
・盛り場などで少年に声をかけて，暴力団に加入するよう誘っている
・暴力団に入ると，どんな非行少年でも面倒をみてもらえる
・暴力団は，弱きを助け強きをくじく任侠団体である

このように，暴力団に対する市民のイメージは，1993 年の内閣府調査に比べ，暴力による犯罪や非行少年を勧誘するといったイメージが減り，視認しにくい存在となっていることがわかる反面，暴力団組織の規律の厳しさや指詰め・入れ墨といった古典的イメージも高まっていることがうかがえる。また，収入源に薬物の密売が多いという項目への回答が約７％減少していたことは，薬物に対する市民の危機感の低下が懸念される結果となっている。

３．暴力団を排除する取り組み

暴力団排除への取組みを強化すべき機関について，「あなたは，今後，どのような機関が暴力団排除への取組みを強化すべきだと思いますか」との設問文で，複数回答で答えてもらった。

もっとも回答比率が高かった選択肢は「警察」の 89.3%，次いで「国，自治体」の 69.3%，「パチンコなど遊技業」32.2%，「性風俗業」31.8%，「弁

護士会」30.6%，「公営ギャンブル」26.2%となっている。公的な機関が取組みを強化すべき，という回答が多く，次いで，暴力団と接点があると思われていそうな業種の回答比率が高い。飲食店や一般企業，市民などは２割前後にとどまっている。

また，暴力団排除に必要なことは何かについて，「あなたは，社会から暴力団をなくしていくために必要なことは何だと思いますか」との設問文で，複数回答で答えてもらった。

もっとも回答比率が高かった選択肢は「警察の取締りを強化する」で72.1%，次いで「警察が取締りをしやすいような法律や条例をつくる」66.6%，「企業や市民が暴力団を利用したり，お金を出さないようにする」63.1%であった。以上３つの選択肢が６割を超えていた。「青少年が暴力団に加入しないようにする」は 51.3%，「暴力団員に対する刑罰を重くする」50.5%と，これら２つは約半数が選択した。

４　調査結果に基づく対策，提言

（1）暴力団排除への取組みを強化すべき機関として，約９割の市民が「警察」と回答している。暴力団排除に必要なこととしては，７割前後の市民が「警察の取締り強化」と「取締りしやすい法律」を挙げている。つまり，多くの市民が警察による暴力団対策の強化を求めているということであろう。調査結果から浮かび上がる警察による暴力団対策としては，次の点が考えられる。

暴力団対策として最も効果のある手段の一つは，刑事立件にある。2012年８月に暴力団対策法が改正され，特に凶悪な暴力団に対する規制が強化された。改正法により，工藤会が特定危険指定暴力団に，道仁会と九州誠道会が特定抗争指定暴力団に指定され，例えば，違反行為に対して，中止命令等の行政処分を経ずに，直ちに罰則を適用することが可能となった。今後は，改正法による新たな規制を効果的に活用して，暴力団の危険な活動の抑止を図っていくことが必要であろう。

また，６割強の市民が暴力団に対して不安を感じると回答している。暴力団に不安を感じると答えた者に対して，不安を感じる理由をたずねたところ，

「警察が守ってくれるとは思えない」という不信感が約４割あった。また，暴力団が存在し続ける理由については，約４割の市民が「仕返しが怖く警察に届けない人が多い」ことを挙げている。暴力団に対する市民の不安を払拭し，市民の安心や安全確保のためには，確実な検挙と保護対策を強化していくことが必要であろう。

（２）暴力団に対する否定／許容という態度を年代別にみると，20 代以下の若年層において許容的な回答が多く，年代が上がるに従って否定的な態度が増えている。また，暴力団関係受刑者の調査結果で示したように，暴力団員は安定的な生活に結びつきにくく，多くの不利益を被ることが明らかになっている。暴力団組織の弱体化を図るためには，新に加入する暴力団員，特に若年層の加入者を減らすことが重要である。そのためには，警察・行政と暴力追放運動推進センターなどの関係団体が連携して，広報啓発活動を実施していくことも必要であろう。

【参考文献】

1 国家公安委員会・警察庁「平成 25 年版警察白書」(2013)

2 滝本幸一，立谷隆司，高崎秀雄，小柳浩子，松田美智子，古田薫，栗栖素子，兼平優「暴力団関係受刑者の意識等に関する研究」『法務総合研究所研究部報告』14 号（2001）

3 麦島文夫，星野周弘，高橋良彰「暴力団員の社会的背景と加入経過（第 1 報)」『科学警察研究所報告防犯少年編』9 巻 2 号（1968）

4 法務省法務総合研究所「平成 22 年版犯罪白書」（2010）

5 Laub, J. M. and Sampson, R. J. “Turning Points in the Life Course: Why Change Matters to the Study of Crime”. Criminology. 31: 301-325(1993)

6 総務省統計局「平成21年経済センサス－基礎調査」(2011)

7 警察庁刑事局「暴力団排除のための部外への情報提供について」(2011)

8 犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(2008)

9 内閣府政府広報室「暴力団に関する世論調査」(1993)